

件名	愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例																				
主管課	警察本部運転免許課																				
根拠法令等	道路交通法（昭和35年法律第105号） 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号） 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）																				
<p><b>【改正の概要】</b>  道路交通法等の一部改正により、準中型自動車免許の新設と高齢運転者対策の推進に伴う、関係手数料額の改定</p> <p><b>【新設】</b></p> <table border="0"> <tr> <td>① 準中型自動車免許再試験手数料</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>② 同上 公安委員会が提供する貸車料</td> <td>2,650円</td> </tr> <tr> <td>③ 準中型自動車免許取得時講習手数料</td> <td>3,400円（講習1時間につき）</td> </tr> <tr> <td>④ 準中型自動車免許初心運転者講習手数料</td> <td>2,150円（講習1時間につき）</td> </tr> <tr> <td>⑤ 臨時高齢者講習（小型特殊免許以外）</td> <td>5,650円</td> </tr> <tr> <td>⑥ 臨時高齢者講習（小型特殊免許）</td> <td>2,400円</td> </tr> </table> <p><b>【改定】</b></p> <table border="0"> <tr> <td>① 運転免許試験手数料</td> <td>（±0円～－350円）</td> </tr> <tr> <td>② 検査手数料</td> <td>（＋400円～－350円）</td> </tr> <tr> <td>③ 審査手数料</td> <td>（－350円）</td> </tr> <tr> <td>④ 講習手数料</td> <td>（＋2,350円～－950円）</td> </tr> </table>		① 準中型自動車免許再試験手数料	2,000円	② 同上 公安委員会が提供する貸車料	2,650円	③ 準中型自動車免許取得時講習手数料	3,400円（講習1時間につき）	④ 準中型自動車免許初心運転者講習手数料	2,150円（講習1時間につき）	⑤ 臨時高齢者講習（小型特殊免許以外）	5,650円	⑥ 臨時高齢者講習（小型特殊免許）	2,400円	① 運転免許試験手数料	（±0円～－350円）	② 検査手数料	（＋400円～－350円）	③ 審査手数料	（－350円）	④ 講習手数料	（＋2,350円～－950円）
① 準中型自動車免許再試験手数料	2,000円																				
② 同上 公安委員会が提供する貸車料	2,650円																				
③ 準中型自動車免許取得時講習手数料	3,400円（講習1時間につき）																				
④ 準中型自動車免許初心運転者講習手数料	2,150円（講習1時間につき）																				
⑤ 臨時高齢者講習（小型特殊免許以外）	5,650円																				
⑥ 臨時高齢者講習（小型特殊免許）	2,400円																				
① 運転免許試験手数料	（±0円～－350円）																				
② 検査手数料	（＋400円～－350円）																				
③ 審査手数料	（－350円）																				
④ 講習手数料	（＋2,350円～－950円）																				
施行日	平成29年3月12日																				
<p><b>【その他参考事項】</b></p> <p>○ 準中型自動車免許の新設</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>準中型自動車免許とは 車両総重量7.5トン未満、最大積載量4.5トン未満の自動車を運転することができる免許。</li> <li>受験資格 準中型自動車免許は、18歳から普通免許なしでも取得できる。</li> </ol> <p>○ 新たな高齢者講習制度</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>75歳以上の運転者が一定の違反行為（信号無視、通行区分違反、一時不停止等）をした場合は、臨時の認知機能検査を行い、その結果、前回の検査結果より悪化が認められれば、臨時の高齢者講習を行い、認知症のおそれがあると判定されたときには、医師の診断書の提出等が必要となる。</li> <li>75歳以上の運転者が、運転免許更新時の認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると判定された場合は、一定の違反がなくとも医師の診断書の提出等が必要となるほか、検査結果に応じて高齢者講習の時間が短縮又は拡大されるなど、講習の合理化・高度化が図られる。</li> </ol>																					